

(案)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関する 駐車場対策協議会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関する駐車場対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における会場周辺の駐車場を計画的にマネジメントし、交通の円滑化や安全性の確保を図るよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第 3 条 協議会は、次の事項について検討、調整等を行う。

- 一 東京 2020 大会に向けた駐車場対策に関すること
- 二 利用者への広報や情報提供に関すること
- 三 その他必要な事項

(構成)

第 4 条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

- 2 委員の追加、変更は、協議会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、第 3 条に定める事項が終了するまでとする。

(ワーキンググループの設置)

第 6 条 協議会の事務を円滑に遂行するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループ委員は、事務局で定めるものとする。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、審議で知り得た内容、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第 8 条 協議会は、原則公開とする。

- 2 ワーキンググループによる会議及び配布資料、議事については、非公開とすることが

(案)

できるものとする。

3 これにより難い場合は、協議会に諮った上で決定する。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省道路局企画課、東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会輸送局に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で決定する。

附則

この規約は、令和元年5月31日から施行する。